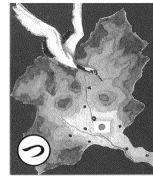




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年12月21日(金) 第9661号

目次

ページ

告示

- 道路の区域変更(道路管理課) 2
- 道路の供用開始(同) 2

公告

- 都市計画地区計画の決定に係る縦覧(都市計画課) 2
- 同 3
- 都市計画特定用途制限地域の変更に係る縦覧(同) 3
- 都市計画地区計画の変更に係る縦覧(同) 3
- 同 3
- 同 4
- 同 4
- 都市計画用途地域の変更に係る縦覧(同) 4
- 都市計画道路の変更に係る縦覧(同) 4
- 開発工事の完了(建築課) 5

## ■ 告 示

### ◎群馬県告示第345号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	前橋安中富岡線	高崎市八幡町字大島原1414番地先から同市若田町字大道東263番の1地先まで	前	9.2～11.6	275.0
			後	9.7～12.0	275.0

### ◎群馬県告示第346号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	前橋安中富岡線	高崎市八幡町字大島原1414番地先から同市若田町字大道東263番の1地先まで	平成30年12月21日

## ■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、藪塚都市計画地区計画の決定の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年12月21日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 藪塚都市計画地区計画 新田北部工業団地北地区
- 2 都市計画の決定年月日 平成30年10月9日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、藪塚都市計画地区計画の決定の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年12月21日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 藪塚都市計画地区計画 藪塚工業団地地区
- 2 都市計画の決定年月日 平成30年10月9日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、藪塚都市計画特定用途制限地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年12月21日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 藪塚都市計画特定用途制限地域
- 2 都市計画の変更年月日 平成30年10月9日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、太田都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年12月21日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画地区計画 別所脇屋地区
- 2 都市計画の変更年月日 平成30年10月9日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、太田都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年12月21日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画地区計画 矢場工業団地地区
- 2 都市計画の変更年月日 平成30年10月9日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部都市計画課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、太田都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年12月21日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画地区計画 新田東部工業団地第二地区
- 2 都市計画の変更年月日 平成30年10月26日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部都市計画課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、太田都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年12月21日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画地区計画 境北部工業団地第二地区
- 2 都市計画の変更年月日 平成30年10月26日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部都市計画課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、太田都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年12月21日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画用途地域
- 2 都市計画の変更年月日 平成30年10月26日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部都市計画課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、桐生都市計画道路の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年12月21日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 桐生都市計画道路 3・6・34号 富士見ヶ丘線
- 2 都市計画の変更年月日 平成30年11月30日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び桐生市都市整備部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

平成30年12月21日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字光善寺字下谷308-8、308-9、308-10	邑楽郡邑楽町大字中野4911番地1 フローラ東山A棟102号室 神谷正義
2	吾妻郡嬭恋村大字干俣字熊四郎山2915-2、2916、2931-1、2932、2933、2934	吾妻郡嬭恋村大字干俣2916番地 嬭恋銘水株式会社 代表取締役会長 朋政輝樹
3	吾妻郡嬭恋村大字大前字上神前801-2、801-3、801-4、801-5、802-3、803-1、805-1、805-2、805-9、805-10、805-11、805-13、805-20、806-2、806-3、807-2、815-2、816-2、817-1、818-2、818-3、818-6、818-9、818-10、818-11、818-12、819-1、819-2、820-1、822-1 (第1工区) 吾妻郡嬭恋村大字大前字上神前801-2、801-3、801-4、801-5、802-3、803-1、805-1、805-2、805-9、805-10、805-11、805-13、806-2、806-3、807-2、815-2、816-2、817-1、818-2、818-3、822-1	吾妻郡嬭恋村大字大前110番地 嬭恋村長 熊川栄

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111